

# 扶養関係現況届

1. 被保険者

記号・番号	氏名	住所	同居者数

2. 家族構成 (2枚以上提出の場合、2枚目以降この項記入不要)

氏名	年齢	続柄	被扶養者	住所	同居・別居	勤務先・学校名	月収(円)
合計							

3. 扶養申請する者について (氏名: \_\_\_\_\_)

<p>①申請理由 : 結婚、出生、退職、新規入社、その他 ( _____ )</p>
<p>②現在の収入について</p> <p>A. 収入なし</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 就学前・就学中 : 学校名 _____</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. その他 : 理由 _____</p> <p>B. 給与収入 : 年額 _____ 円 (含むパート、アルバイト)</p> <p>C. 年金収入 : 年額 _____ 円 (老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、その他)</p> <p>D. 農漁業他、自営収入: 年額 _____ 円</p> <p>E. その他収入 : 年額 _____ 円 (不動産所得、利子所得、配当所得、その他)</p> <p style="text-align: right;">合計収入額 _____ 円</p>
<p>③退職して被保険者でなくなった方の場合</p> <p>今までの勤務先名: _____ 所在地: _____</p> <p>退職日 : _____年 _____月 _____日 退職の事由: _____</p> <p>雇用保険(失業給付)の受給状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 受給中(基本手当日額 _____ 円)</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. 受給予定がある</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ. 受給資格があるが受給しない: 理由 _____</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ. 受給資格なし</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ. 受給期間終了 終了日: _____年 _____月 _____日</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ. 高齢者一時金としてすでに全額受領済み(高年齢求職者給付金)</p>
<p>④別居している場合</p> <p>A. 他の同居者の有無 有(同居者の月収等 _____ 円)・無</p> <p>B. 申請した方の1ヶ月の生計費概算額 _____ 円</p>
<p>⑤届出までの経過ならびに今後の状況について、詳細にご記入ください。</p>
<p><b>【誓約】</b> 被扶養者として申請する者の状況は上記のとおりであり、記入者は被保険者であることに相違ありません。事実と異なる内容があった場合には、認定日に遡り被扶養者の資格を取り消し、その間にかかった健保負担医療費及び給付金は返還いたします。</p> <p>また、収入増、雇用保険受給開始等、扶養状況に変更があった場合は速やかに扶養削除の手続きを行います。</p> <p style="text-align: center;">_____年 _____月 _____日 被保険者氏名</p>

## 1. 注意事項

- ①扶養家族認定申請は、この現況届が必要です。
- ②被保険者は、認定対象者を現に扶養している状態にあること。
- ③義父母や兄弟を扶養する場合は、同居が条件となります。
- ④この現況届および必用添付書類に基づき審査を行います。審査により否認される場合があります。

## 2. 必用添付書類

同居を条件とする場合 : 続柄記載あり世帯全員の住民票の写し(交付日より3カ月以内、マイナンバー記載なし)  
続柄記載がない場合は戸籍謄本の写し

別居の場合 : 扶養申請する者の住民票の写し、送金額を証明する現金書留・銀行振込の写し

退職の場合 : 退職証明書、または喪失証明書

無職の場合 : 非課税(課税)証明書(写し)

障害者の場合 : 障害者手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

年金受給の場合 : 直近の年金振込通知書の写し、課税証明書または非課税証明書の写し

収入ありの場合 : 収入額を証明できるもの(直近の源泉徴収票・確定申告書等)の写し

学生(高校生以上)の場合 : 有効期限が記載されている学生証、または在学証明書の写し

国内居住要件を満たす

海外居住者の場合 : 査証(ビザ)、有効期限が記載されている学生証、または在学証明書、  
ボランティア派遣機関の証明書の写し等(R2.4より施行)

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付

夫婦共同扶養の場合 : 配偶者の収入額を証明できるもの(直近の源泉徴収票・確定申告書等)の写し  
(R3.8より施行)

※年収差が1割程度であれば、現状の住民票上の世帯主を扶養者とする事としておりますので、住民票の写しも必要

### 【参考情報】

「雇用保険受給資格者証」に記載されている、基本手当日額をご確認ください。以下の基本手当日額に該当した場合、基本手当を受給されている期間は被扶養者として加入は出来ませんのでご注意ください。

60歳未満 日額3,612円以上 (年間収入130万以上に該当)

60歳以上 又は 障害者 日額5,000円以上 (年間収入180万以上に該当)